

よくあるご質問

Q.1

契約できる保険期間を
教えてください。

A.1

1年から5年までの
整数年(短期契約も可)です。
ただし、特約、保険料の払込法等により異なります。
 ① 利益補償または営業継続費用補償を引き受ける場合:1年間
 ② 地震危険補償特約を付帯する場合:1年から3年の整数年(短期契約も可)
 ③ 上記以外の場合:1年から5年の整数年(短期契約も可)

Q.2

地震リスクを補償する「地震危険補償特約」の加入条件はありますか?

A.2

次の①～⑤すべての条件に該当する場合のみ
ご加入いただけます。

- ① 一般物件であること(併用住宅を除きます。)
 - ② 1保険証券あたりの保険金額が10億円未満であること
 - ③ 保険の対象である建物、保険の対象を収容する建物または建物と同一敷地内に所在する屋外設備・装置を保険の対象とする場合は、1972年以降に建築または設置されたものであること
 - ④ 時価保険特約を付帯していないこと
 - ⑤ 財産補償の保険の対象に建物を含んでいること
- ※地域によってはご加入いただけない場合があります。

保険申請サポート業者等とのトラブルに関するご相談は

一般社団法人 日本損害保険協会
保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 通話料無料 (さあ連絡しよう)
受付時間:平日 午前9:00～午前12:00、午後1:00～午後5:00

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起きたら

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

通話料無料

「あんしんほっとライン」 0120-044-077

- このパンフレットは「企業財産補償特約付 普通火災保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」「約款」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 保険料をお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください(口座振替の場合は、保険料領収証を発行いたしません)。
- ご契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。(注)本保険では、保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)には、ご契約後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。(注)本保険では、保険契約申込書に☆印が付された項目が告知事項(「通知事項」といいます。)となります。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- 「保険が使える」と言って建物修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに建物修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または共栄火災にご相談ください。トラブルがあった場合には、「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」にご相談ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

甲府信用金庫

〒400-0851 甲府市住吉1丁目13-4

株式ひまわりサポート

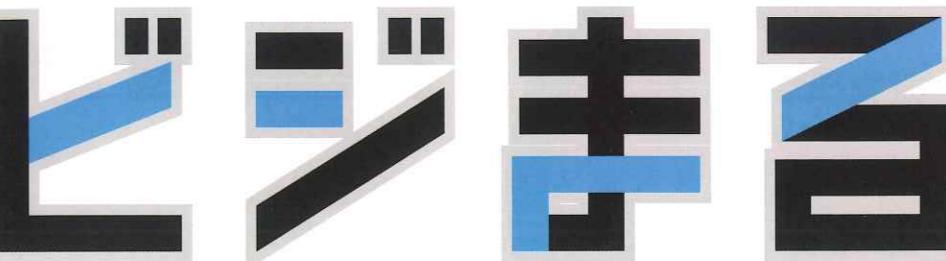
電話(代)055 (232) 2013 FAX (232) 2014

PB013900(24.10改)KY
24-0525-20250612

共栄火災

事業者向け火災保険

企業財産保険



企業財産補償特約付 普通火災保険

財産
補償売上減少
リスク

あなたの
会社とビジネスを
さまざまなものから
守る火災保険

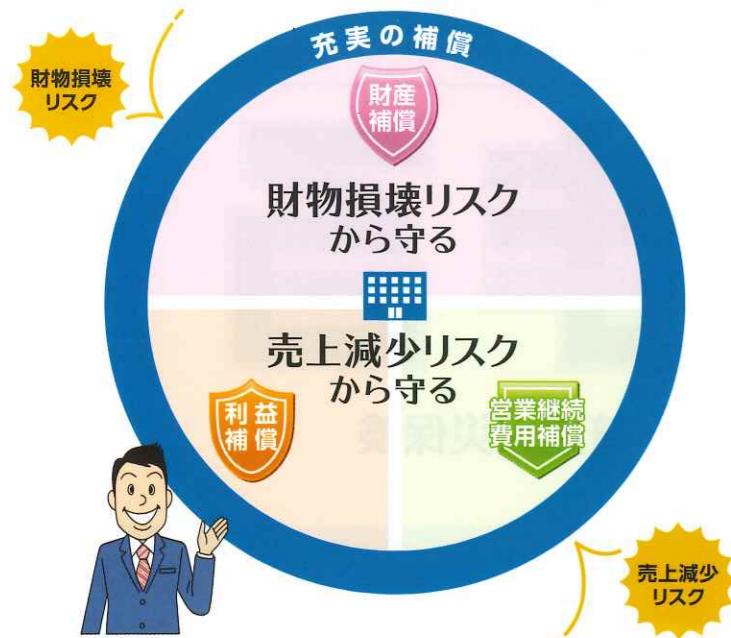
利益
補償営業継続
費用補償財物損壊
リスク経営者の
みなさま必見!

BCP(事業継続計画)や社内外のトラブルなど、中小企業のリスクマネジメントに関するヒントや解決策をご覧いただけるポータルサイトです。



企業財産保険 ビジネスなら

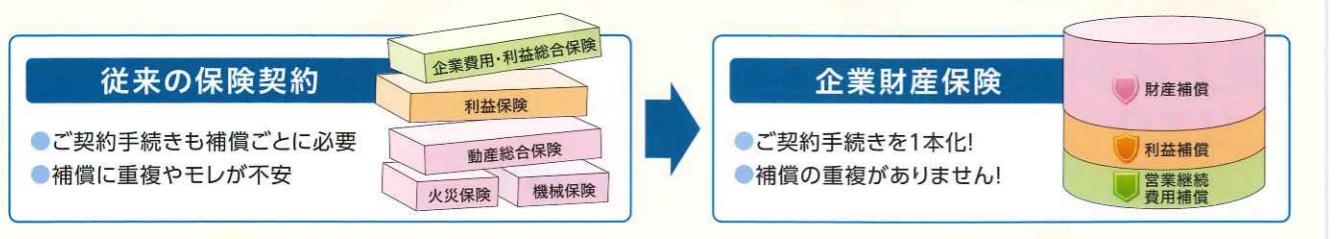
あなたの会社とビジネスをさまざまなリスクから守ります!



お客さまのご希望により
補償を限定することも可能です。

タイプ1	タイプ2
財産補償 +	財産補償 +
利益補償 +	利益補償
営業継続費用補償	
タイプ3	タイプ4
財産補償 +	財産補償
営業継続費用補償	

特長1 1つの保険でまるごと補償できるので安心&簡単です!



特長2 あなたの会社に合わせてカスタマイズできます!

「現金盗難のリスクを手厚くしたい」「水災の補償は不要」など、ご要望に合わせた設計が可能です。

特長3 合理的な保険設計が可能です!

- 支払限度額や高額な自己負担額(免責金額)を設定することで、保険料の節減ができます。
詳細はP8をご覧ください。
- 「財産補償」に「利益補償」「営業継続費用補償」を付帯した場合に「利益補償」「営業継続費用補償」の保険料が10%割引となります。

特長4 休業による損失も補償します! (利益補償、営業継続費用補償)

万一事故が起こった場合の、

- 休業によって発生する「利益の減少」
- 休業しても発生する人件費などの「固定費(経常費)」の負担
- 仮事務所を借りるなど営業を継続するために要した追加費用

などをカバーする利益補償、営業継続費用補償をご用意しました。

特長5 「被災設備修復費用特約」を自動付帯します!

事故により被災した機械・設備を特殊な技術により早期復旧する専門の会社をご利用いただけます。

(注) Recovery PRO リカバリープロ社: 詳細はP5をご覧ください。



財産に関する補償

お客さまの所有する「建物」「屋外設備・装置」「設備・什器等」「商品・製品等」などの財産に生じるリスクを補償します! この補償は必ずご契約いただく必要があります。



保険の対象

一般物件(事務所、店舗)

- 工場物件・倉庫物件に該当しない事務所、専用店舗、作業場等の建物または屋外設備・装置
- 上記の建物または屋外設備・装置と同一の敷地内に所在する設備・什器等または商品・製品等

工場物件

主に一定以上の作業規模*を有する工場敷地内に所在する作業所、動力室、倉庫、事務所等の建物、屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等

*動力設備50kW以上、電力設備100kW以上、作業人員50人以上のいずれかに該当する場合をいいます。ただし、動力設備、電力設備は、工業上の作業に使用するものをおいいます。

倉庫物件

倉庫業法等にもとづき、倉庫業を営む方の所有する倉庫建物およびそこに収容される保管貨物が対象です。

(注1)保険の対象に含まれないものがあります。詳細はP14をご覧ください。

(注2)設備・什器(じゅうぎ)等または商品・製品等は、建物または屋外設備・装置内収容のものに限ります。

保険金額の設定

●補償の限度額となる保険金額は再調達価額*の範囲内で設定します。

保険の対象	評価基準	保険金額
① 建物 ② 屋外設備・装置 ③ 設備・什器等	再調達価額*	再調達価額*の範囲内で設定します。
④ 商品・製品等	再仕入価額	例 再調達価額*1億円の場合 → 保険金額は1億円の範囲内で設定 <p>(注1)建物の保険金額は、再調達価額*の30%以上で設定します。 (注2)他の保険契約等への上乗せ補償に関する特約を付帯した場合は、評価額から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額を保険金額とします。</p>

※再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

加入対象についてのご注意

- 併用住宅建物は加入可能です。
ただし、ご契約者・被保険者ともに事業者である法人または個人事業主とし、個人所有の建物を保険の対象とすることはできません。
- マンション管理組合(法人)が管理する併用住宅のマンション共有部分は加入できません。
マンション管理組合(法人)が管理する併用住宅のマンション共有部分は、共用部分の所有権が管理組合ではなく居住者(おおむね個人)にあり、「個人が所有する居住の用に供する建物に該当する」ため、法人等の所有物件を対象とした企業財産保険では加入できません。

4つの補償プランをご用意しています。

補償が充実したワイドプランから補償を自由に選べるフリープランまで4つのプランをご用意しています。万一の場合に備えワイドプランをおすすめします。併せて自己負担額も8つのパターンよりお選びください。

一般物件・工場物件

風災、ひょう災、雪災も実損扱!

従来の火災保険^(※1)では「1敷地内で20万円以上の損害があった場合」のみ保険金のお支払対象としていましたが、損害の額にかかわらず補償します。

水災も実損扱!

これまで保険価額の30%以上の損害が生じた場合または地盤面から45cmを超える浸水を被った場合に限り保険金のお支払対象としていましたが、損害の程度にかかわらず補償します。

自己車両による接触事故も補償します!

従来の火災保険^(※1)ではお支払対象外としていた、被保険者が所有する自己車両による自社建物等への接触事故を補償します。

お支払対象となる事故(損害保険金)

保険の対象が下記の事故で損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

Check 保険料負担を軽減する以下の割引をご用意しています!

防災割引

保険金額1億円以上の契約について、危険の実態に応じた割引を適用します。

新築建物割引

新築の建物^(※2)である場合に割引を適用します。

*新築年月から保険終期年月までの期間が10年11か月以内の建物とします。

Check 支払限度額、自己負担額(免責金額)の設定や、臨時費用保険金の支払割合・限度額を変更することで、保険料負担が軽減できます!

詳細はP8をご覧ください。

臨時費用は次の3パターンからお選びいただけます。

損害保険金×30%
限度額500万円

損害保険金×10%
限度額100万円

臨時費用保険金なし
(フリープラン選択時)

費用補償(費用保険金)

保険の対象が火災などの事故により、損害を受けた場合にかかる、次の費用に対して費用保険金をお支払いします。

特約
(自動付帯)

補償内容

1 破裂・爆発	2 風災(竜巻を含む)、ひょう災、雪災	3 水災	4 盗難 ^(※2)	5 物体の落下・飛来、破壊行為	6 漏水等による水濡れ	7 機械的付帯設備の事故
---------	---------------------	------	----------------------	-----------------	-------------	--------------

8 不測かつ突発的な事故	1 臨時費用	2 残存物取扱い	3 修理付帯費用	4 地震火災費用	5 損害防止費用	6 被災設備修復費用
--------------	--------	----------	----------	----------	----------	------------

補償プラン
● 基本補償 ○ 任意補償

ワイド

ベーシック・プラス

ベーシック

フリー

自己負担額(免責金額)

I ①~⑥	0円
⑦~⑧	1万円
II	1万円
III	3万円
IV	5万円
V	10万円
VI	20万円
VII	50万円
VIII	100万円

(注1)自己負担額は保険の対象ごとに適用されます。1事故で複数の保険の対象に損害があった場合も、それぞれにI~VIIIの自己負担額が適用されます。

(注2)I~Vの場合、風災等支払条件変更特約を付帯して、②のみ自己負担額を20万円に変更することができます。詳細はP5をご覧ください。

(注3)I~Vの場合、水濡れ・溢水等支払条件変更特約を付帯して、⑥のみ自己負担額を20万円に変更することができます。詳細はP6をご覧ください。

(※1)従来の火災保険とは、共栄火災の普通火災保険等をいいます。

(※2)商品・製品等の盗難は、特約により補償します。詳細はP6をご覧ください。

⚠ フリープラン選択時のご注意

・⑦の補償は⑥を補償する場合のみ選択できます。・⑧の補償は④・⑤・⑥のすべてを補償する場合のみ選択できます。

特約
1

自動で付帯される特約をご用意しています!



被災設備修復費用特約(自動付帯)

「ビジまる」には強い味方がついています!

■特約の概要

火災、水災等の事故(P3・4の補償プランでお選びになった事故に限ります)で被災した建物、機械・設備等のさび、腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、当社の指定する災害復旧専門会社(リカバリープロ社)によって実施された応急処置費用を補償します。

Recovery PRO リカバリープロ社

リカバリープロ社は災害復旧を専門とする企業「BELFORグループ」の一員です。火災・水災等で罹災した建物、機械・電気設備等に対して、損害拡大防止のための腐食抑制応急処置および精密洗浄による汚染除去等、本格的な復旧の支援を行います。これにより、従来は新品に交換するしかないとされていたものを罹災前の機能・状態に復旧し、お客様の事業の早期復旧に貢献します。

■特約の特長

⇒ 被災後の復旧期間を短縮します。

復旧期間
平均70%短縮!!

⇒ 事業中断による利益損失を削減します。

■主な実例

被災物件	事故	対象物件	他業者修復期間	リカバリープロ社修復期間	事業停止短縮期間
自動車部品工場	火災	建物	3か月	5日	2か月以上
製紙工場設備	火災	設備・装置	1年	3か月	9か月
金属加工工場設備	水災	設備	3か月以上	2週間	2.5か月以上
食品製造工場設備	水災	設備・装置	6か月以上	1か月	5か月以上

(リカバリープロ社提供)

特約
2

お客様のニーズに応じて
任意に付帯できる各種特約をご用意しています!

① 風災等支払条件変更特約

風災、ひょう災、雪災の事故によって生じた損害について、自己負担額(免責金額)20万円を差し引いて損害保険金を支払う特約です。

(注1)財産補償で風災・ひょう災・雪災の補償があることが条件となります。

(注2)自己負担額(免責金額)が20万円・50万円・100万円の場合は、この特約を付帯することができます。

② 水漏れ・溢水等支払条件変更特約

漏水等による水漏れの事故によって生じた損害について、自己負担額(免責金額)20万円を差し引いて損害保険金を支払う特約です。

(注1)財産補償で漏水等による水漏れの補償があることが条件となります。

(注2)自己負担額(免責金額)が20万円・50万円・100万円の場合は、この特約を付帯することができます。



③ 商品・製品等盗難危険補償特約

従来の保険契約では、お支払い対象外としていた、商品・製品等の盗難による損害を補償する特約です。

(注1)保険の対象に「商品・製品等」が含まれている場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)財産補償で盗難の補償があることが条件となります。



④ 業務用通貨・預貯金証書等 盗難危険支払条件変更特約

業務用通貨または預貯金証書等の盗難による損害について、保険金の支払限度額を次のとおり変更(増額)する特約です。

○業務用通貨: 30万円 → 100万円

○業務用預貯金証書等: 300万円 → 1,000万円

(注1)保険の対象に「設備・什器等」が含まれている場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)財産補償で盗難の補償があることが条件となります。

(注3)業務用預貯金証書等の盗難の場合は、「設備・什器等」の保険金額が1,000万円未満のときは、その保険金額が限度となります。

⑤ 賃貸収入補償特約

被保険者(建物のオーナー)が経営するテナントビル等が補償プラン(P3・4)でお選びになった事故による損害を受けた結果として生じる賃貸収入の損失を補償する特約です。

(注1)利益補償、営業継続費用補償がある場合は、この特約を付帯することができます。

(注2)建物の全貸室数に対し50%を超える空室が生じている場合、貸別荘等通常の賃貸借契約が1年未満の物件については、この特約を付帯することができます。

⑥ 借家人賠償責任補償特約

借用戸室が被保険者(賃借人)の責めに帰すべき火災または破裂・爆発によって滅失、損傷、汚損した場合における、貸主に対する法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

(注)保険の対象が「設備・什器等」または「商品・製品等」である場合に、この特約を付帯することができます。

⑦ 施設賠償責任補償特約

日本国内において発生した次のいずれかの事故により他人にケガをさせたことまたは他人の物を壊したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被る場合に保険をお支払いします。

●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故(施設における昇降機の所有、使用または管理に起因する偶然な事故を含みます。)

●被保険者の保険証券記載の業務に起因する偶然な事故

(注1)対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所に限ります。

(注2)この補償には、共災火災による示談交渉サービスはありません。

(注3)保険金額は下記からお選びいただけます。

①1,000万円 ②3,000万円 ③5,000万円

④1億円 ⑤3億円 ⑥5億円

⑧ 修理費用補償特約

借用戸室に下記の事故により損害が生じた場合において、被保険者(賃借人)が貸主との契約に基づき、自己の費用で修理したときの修理費用を補償する特約です。

[火災、落雷、破裂・爆発、借用戸室の外部からの物体の落下・飛来等、漏水等による水漏れ、騒じよう等、風災、ひょう災、雪災、盗難等。]

(注1)借家人賠償責任補償特約を付帯した場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)保険料の支払方法が分割払の場合には、この特約を付帯することができます。

⑨ 地震危険補償特約(30%・50%・80%支払限度額)

地震危険について、保険金の支払限度額(保険金額の30%、50%または80%)と自己負担額(保険金額の10%)を設定し、支払限度額まで保険金を支払う特約です。

(注)下記ア.~オ.のすべての条件に該当する契約について、この特約を付帯することができます(地域によってはご加入いただけない場合がございますので、予めご了承ください)。

- ア.一般物件であること(併用住宅を除きます。)
- イ.1保険証券あたりの保険金額が10億円未満であること
- ウ.保険の対象である建物、保険の対象を収容する建物または建物と同一敷地内に所在する屋外設備・装置を保険の対象とする場合は、1972年以降に建築または設置されたものであること
- エ.時価保険特約を付帯していないこと
- オ.財産補償の保険の対象に建物を含んでいること

⑩ 電気的・機械的事故の補償対象に関する特約(太陽光設備用)

不測かつ突發的な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって以下の太陽光発電設備が損害を受けた場合に補償する特約です。

- ア.一般物件であること
- イ.設置後20年以内の太陽光パネル
- ウ.上記イ以外の設置後10年以内の太陽光発電設備

⑪ 時価保険特約

建物、屋外設備・装置、設備・什器等の補償基準を「再調達価額」から「時価」へ変更する特約です。

(注1)減価割合が50%を超える物件は、この特約を付帯します。

(注2)商品・製品等については「再仕入価額」から変更することはできません。

(注3)保険金額が時価額より低い場合は、その割合に応じてお支払いする損害保険金が減額されることがあります。

⑫ 他の保険契約等への上乗せ補償に関する特約

保険の対象である建物について、他の保険契約等がある場合において、評価額から他の保険契約等の保険金額を差し引いた残額を保険金額として設定することができる特約です。

(注1)保険の対象が建物である場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)時価保険特約を付帯する場合には、この特約を付帯することができます。

①・② ▶補償の範囲を縮小する特約

③～⑩ ▶補償の範囲を拡大する特約

⑪・⑫ ▶その他の特約

特約
3

地震に対する補償をご用意しています! (地震危険補償特約)

(注)地域・築年数によってはご加入いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。

財産補償の「ワイドプラン」に付帯できます。

※ワイドプランから水災と費用保険金を補償対象外とするフリープランにも付帯することができます。

その他付帯できる条件についてはP6 ⑨地震危険補償特約をご覧ください。

- 地震危険補償特約は「地震、噴火、津波」を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害を補償します。
- 東日本大震災以降、「地震に対する補償」のニーズが非常に高まっており、多くのお客様がご加入されています。
- 企業では被災後の事業継続費用(BCP)として利用されています。

Point

これまで企業向けの地震を補償する保険は保険金の支払割合が低く、損害額の大半がご契約者の負担になることがありました。

「地震危険補償特約」は、実際の損害額から一定の自己負担額(ご契約金額の10%)を差し引いてお支払いします。なお、限度額としてご契約金額の80%、50%または30%のいずれかをお選びいただけます。

地震危険補償特約

ご契約金額	限度額 (ご契約金額の80%)	限度額 (ご契約金額の50%)	限度額 (ご契約金額の30%)
自己負担額(ご契約金額の10%)	自己負担額(ご契約金額の10%)	自己負担額(ご契約金額の10%)	自己負担額(ご契約金額の10%)

<具体例>
ご契約金額の80%を限度額としてお選びいただいた場合の保険金のお支払いのイメージは以下の通りです。

ご契約金額: 1億円
損害額: 1億円
自己負担額: 1千万円(ご契約金額の10%)
限度額: 8千万円(ご契約金額の80%)

[計算式]
損害額(1億円) - 自己負担額(1千万円) = 9千万円
限度額は8千万円ですので、お支払いする保険金は、8千万円となります。

補償内容

お支払い例

- 1 地震による火災・破裂・爆発
地震で火災が発生し建物・設備・什器等が焼けた
- 2 地震による損壊・埋没
地震で建物が倒壊した
- 3 地震による津波・洪水その他の水災
津波により建物・設備・什器等が流された

地震危険補償特約

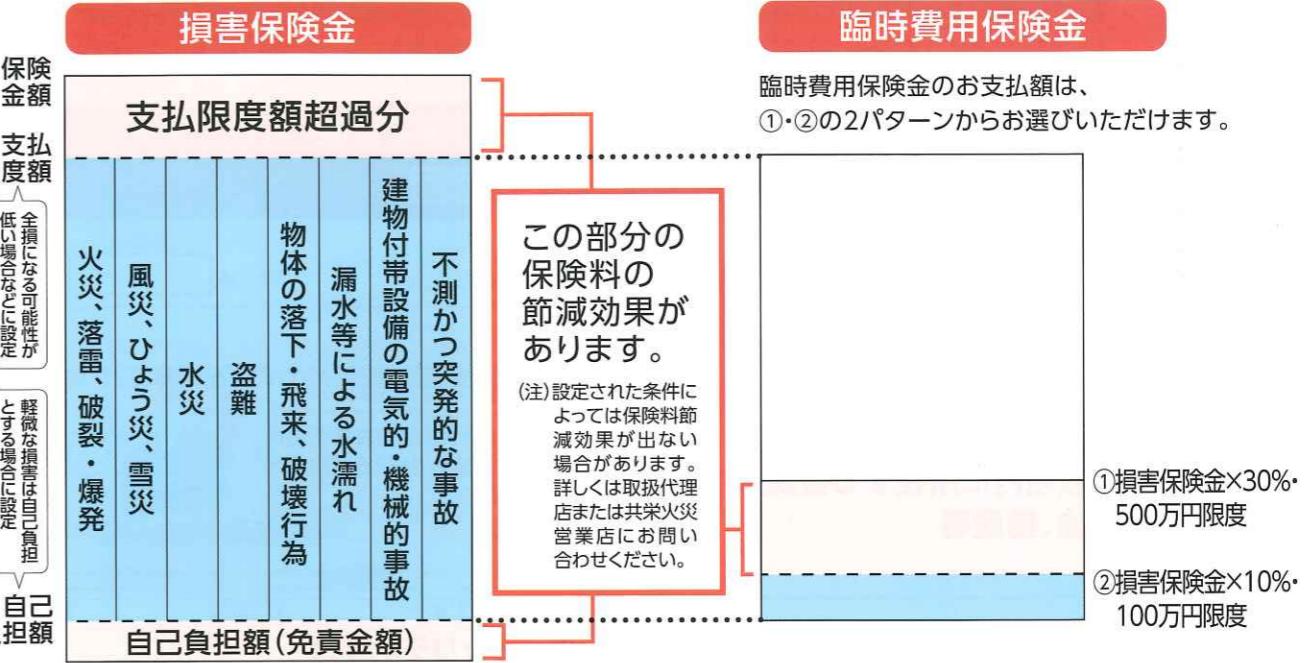
建物	○	○	○
屋外設備・装置	○	○	○
設備・什器等	○	○	○
商品・製品等	×	×	×

(注)ご契約金額の80%、50%または30%を限度にお支払いします。ご契約金額の10%が自己負担額となります。



支払限度額・自己負担額(免責金額)・臨時費用保険金(支払割合・限度額)の設定

支払限度額・自己負担額の設定や臨時費用保険金の支払割合・限度額を変更することで、危険の実態に応じた合理的な保険設計が可能です。



<参考> 保険料例

試算条件

所在地 ▶ 東京都 用法 ▶ 事務所 建物構造級別 ▶ 2級 保険金額 ▶ 建物:1億円
保険期間 ▶ 1年間 補償プラン ▶ ワイドプラン(建物付帯設備の電気的・機械的事故の補償あり)
割増引 ▶ 新築建物割引あり、規模割引あり

支払限度額 ▶ 設定なし(1億円)
自己負担額 ▶ 0円
(建物付帯設備の電気的・機械的事故)
(不測かつ突發的な事故は1万円)
臨時費用 ▶ 支払割合30%・500万円限度

保険料 199,100円

支払限度額 ▶ 7千万円
自己負担額 ▶ 100万円
臨時費用 ▶ 支払割合10%・100万円限度

保険料 129,400円

支払限度額・自己負担額の設定や臨時費用保険金の支払割合・限度額の変更をしない場合の保険料と比較して、
約35%の保険料節減効果が得られます。

(注)建物構造級別などの条件により節減効果は異なります。

⚠ 上記以外の支払限度額・自己負担額(免責金額)の設定パターンも可能です。



利益に関する補償

火災や破裂・爆発、風水災などの様々な事故で保険の対象が損害を受け、休業または一部営業停止することにより生じる利益損失を補償します！

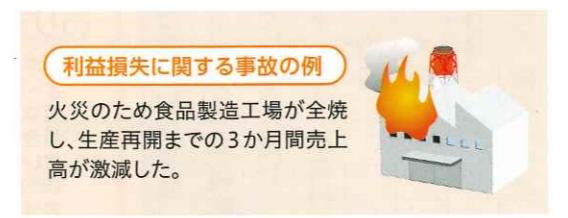


(注)保険の対象が、1敷地内にある場合のみお引受けが可能です。複数敷地内の場合は、利益補償をお引受けできません。

保険の対象となる物件の範囲

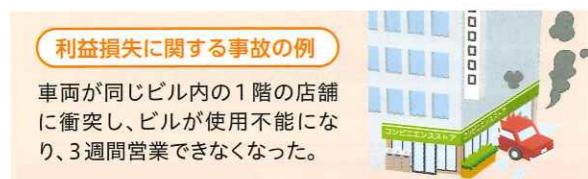
●保険の対象となる物件の範囲は次のとおりです。

- ① 財産補償で補償の対象とされた建物、屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等
- ② ①と同一の敷地内に所在する被保険者が占有する建物、動産等



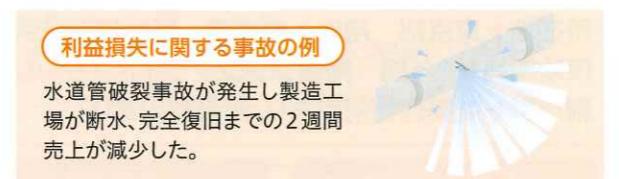
3 隣接物件

- ①、②の建物等のうち他人が占有する部分
- ①、②の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等



4 ユーティリティ設備

- ①、②と接続している電気、ガス、熱、水道、工業用水道、電信・電話の配管または配線等
- ※お選びになった補償プランにかかわらず、免責事項を除く、不測かつ突然的な事由によりユーティリティ設備が損害を被った結果、利益損失が生じた場合に保険金をお支払いします。



補償の対象となる事故

●保険の対象が下記の事故で損害を受け、休業等をすることにより利益損失を被った場合に、保険金をお支払いします。

●財産補償でお選びになった補償プランと同一の補償プランとなります。 P.3-4をご覧ください。

利益保険金 保険の対象が下記の事故で損害を被った結果、利益損失が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- | | | | |
|-----------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| ① 火災、落雷、破裂・爆発 | ② 風災(竜巻を含む)、ひょう災、雪災 | ③ 水災 | ④ 盗難
(商品・製品等を除く) |
| ⑤ 物体の落下・飛来、破壊行為 | ⑥ 漏水等による水濡れ | ⑦ 建物付帯設備の電気的・機械的事故 | ⑧ 不測かつ突発的な事故 |

ご契約方式

●ご契約方式は次の2種類から選択できます。

(A) 契約割合方式

保険価額の一定割合(契約割合)を保険金額とし、その保険金額を保険金の支払限度額とする方式です。

保険価額 × 契約割合

1年間(12か月)

(B) 約定補償期間方式

保険金支払の対象となる期間(約定補償期間)をあらかじめ設定する方式です。

保険価額

1か月～12か月の間に1か月単位に設定いただけます。

補償するご契約金額(保険金額)の設定方法

① 利益率を算出します。

$$\text{利益率} \% = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

$$\text{営業収益(売上高)} = \begin{aligned} &\text{営業利益} \\ &+ \text{経常費(人件費・地代等)} \\ &+ \text{比例経費(発送費等)} \\ &+ \text{仕入原価} \end{aligned}$$

② 利益率の範囲内で約定支払割合を任意に設定します。

$$\text{利益率} \% \geq \text{約定支払割合} %$$

③ 保険価額を算出します。

$$\text{保険価額} = \text{営業収益} \times \text{約定支払割合}$$

④ 契約方式を選択します。

ア. 契約割合方式の場合 → $\text{契約割合} \%$

イ. 約定補償期間方式の場合 → $\text{補償期間} \text{か月}$

⑤ 保険金額を算出します。

ア. 契約割合方式の場合 → $\text{保険金額} = \text{保険価額} \times \text{契約割合} \%$

イ. 約定補償期間方式の場合 → $\text{保険金額} = \frac{\text{保険価額}}{\text{補償期間}}$

※10%～100%の間に10%単位に任意に設定します。

特約 補償範囲を拡大する特約をご用意しています！

1 敷地外物件補償特約

下記【保険の対象】が【補償危険】による損害を受けた結果、被保険者に生じた損失を補償する特約です。

保険の対象	原材料を直接被保険者に供給する方や製品等を直接被保険者から受け入れる方の敷地内に所在する建物または構築物およびこれらのお所在する敷地内にあるこれらの方が占有する物件
補償危険	火災、落雷、破裂または爆発、風災、ひょう災、雪災、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突、漏水等による水濡れ、騒じよう、集団行動、盗難

(注1)利益補償または営業継続費用補償がある場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)保険金額が3億円以上の場合は、この特約を付帯することができます。

2 食中毒・特定感染症利益補償特約

ホテル、旅館、料理飲食店などで食中毒や所定の感染症が発生し、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償する特約です。

(注1)利益補償がある場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)この特約を付帯することができる業種は次のいずれかに限ります。旅館・ホテル・すし屋・一般食堂・料理店等、給食施設、仕出屋・弁当屋、食品製造業、食品販売業

(注3)所定の感染症の感染防止等を目的として被保険者が自動的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、保険金をお支払いしません。

(注4)施設または施設が所在する建物等が所定の感染症の原因となる病原体に汚染された場合の利益保険金の額が、1回の事故につき500万円を超えるときは、利益保険金の額は500万円を限度とします。

営業継続費用補償

営業継続費用に関する補償

火災や破裂・爆発、風水災などの様々な事故で保険の対象が損害を受けた場合で、営業を継続するために必要な費用(仮営業に必要な費用、設備復旧のために支払う突貫工事割増工賃の費用など)を補償します! 利益補償とのセット加入をおすすめします。



(注)保険の対象が、1敷地内にある場合のみお引受けが可能です。複数敷地内の場合は、営業継続費用補償をお引受けできません。

保険の対象となる物件の範囲

●保険の対象となる物件の範囲は次のとおりです。

- ① 財産補償で補償の対象とされた建物、屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等
- ② ①と同一の敷地内に所在する被保険者が占有する建物、動産等

営業継続費用に関する事故の例

お店が火災に遭い仮店舗を借りて営業した。



③ 隣接物件

- ①、②の建物等のうち他人が占有する部分
①、②の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等

営業継続費用に関する事故の例

車両が同じビル1階の隣の店舗に衝突し、事務所が使用不能になり、仮事務所を借りることになった。



④ ユーティリティ設備

- ①、②と接続している電気、ガス、熱、水道、工業用水道、電話・電話の配管または配線等

(注)お選びになった補償プランにかかわらず、免責事項を除く、不測かつ突発的な事由によりユーティリティ設備が損害を受けた結果、営業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。

営業継続費用に関する事故の例

大規模な水道管破裂事故が発生し食品製造工場が断水したため緊急の突貫工事を行った。



補償の対象となる事故

●保険の対象が下記の事故で損害を受けた場合に、保険金(営業継続費用)をお支払いします。

●財産補償でお選びになった補償プランと同一の補償プランとなります。 P3・4をご覧ください。

営業継続費用保険金 保険の対象が下記の事故で損害を受けた結果、営業継続費用が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- | | | | |
|-----------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| ① 火災、落雷、破裂・爆発 | ② 風災(竜巻を含む)、ひょう災、雪災 | ③ 水災 | ④ 盗難
(商品・製品等を除く) |
| ⑤ 物体の落下・飛来、破壊行為 | ⑥ 漏水等による水濡れ | ⑦ 建物付帯設備の電気的・機械的事故 | ⑧ 不測かつ突発的な事故 |

保険金額の設定方法

●保険金額は以下の計算方法で設定いただきます。

$$\text{保険金額(営業継続費用)} = \text{追加費用} - \text{支出を免れた費用} + \text{復旧促進費または追加費用軽減額のうち、いずれか低い額}$$

費用項目	具体例
・ 追加費用 通常の営業・生産活動に要する費用に加えて支出を余儀なくされる費用	建物などの代替施設、代替設備などの賃貸費…など
・ 支出を免れた費用 復旧期間内に支出を免れた費用	ストップしてしまった生産ラインの稼働に要していた電気・ガス・水道料金…など
・ 復旧促進費 復旧期間を短縮し、追加費用を軽減するために有益であった費用のうち、通常要する費用を超える部分の費用	事故で損傷した施設・設備の復旧のための突貫工事の割増賃金…など

支払保険金限度額を次の5つのパターンからお選びください

復旧期間 パターン	1か月以下	1か月超 2か月以下	2か月超 3か月以下	3か月超 4か月以下	4か月超 12か月以下
1型	40%	80%		100%	
2型	35%	70%		100%	
3型	30%	60%	90%		100%
4型	25%	50%	75%		100%
5型	20%	40%	60%	80%	100%

例)お見積りいただきました保険金額(営業継続費用)が1,000万円の場合でパターン1型をお選びいただいた場合、お支払限度額は次のようにになります。

復旧期間 パターン	1か月以下	1か月超 2か月以下	2か月超 3か月以下	3か月超 4か月以下	4か月超 12か月以下
1型	400万円限度	800万円限度		1,000万円限度	

特約 補償範囲を拡大する特約をご用意しています!

敷地外物件補償特約

下記【保険の対象】が【補償危険】による損害を受けた結果、被保険者に生じた損失を補償する特約です。

保険の対象	原材料を直接被保険者に供給する方や製品等を直接被保険者から受け入れる方の敷地内に所在する建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にあるこれらの方が占有する物件
補償危険	火災、落雷、破裂または爆発、風災、ひょう災、雪災、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突、漏水等による水漏れ、騒じょう、集団行動、盗難

(注1)利益補償または営業継続費用補償がある場合に、この特約を付帯することができます。

(注2)保険金額が3億円以上の場合は、この特約を付帯することができません。

詳しい補償内容

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
(1)	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合		次の①～⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 【1.損害保険金(1)～(8)および2.費用保険金(1)～(5)共通】 ①保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ⑥保険の対象の欠陥 ⑦保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い ⑧保険の対象に対する加工、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣 ⑨⑦以外の保険の対象の外観上の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ⑩保険の対象の置き忘れまたは紛失 ⑪詐欺または横領 ⑫土地の沈下、移動、隆起、振動等 ⑬雨漏りおよび風、雨、雪、ひょう、砂塵(さじん)、融雪水その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入 ⑭電球等の管球類または液晶ディスプレイその他これらに類するものに単独で生じた損害 ⑮楽器について生じた弦のみの切断、打楽器の打皮のみの破損または楽器について生じた音色、音質の変化 ⑯保険の対象である動産の加工または製造 ⑰冷凍・冷藏装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止(一般物件の1.損害保険金(1)～(6)の事故に起因する場合を除きます。) ⑱万引き ⑲保険の対象の検品、棚卸しの際に発見された数量の不足(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。) ⑳事務的・会計的な間違い ㉑1.損害保険金(4)以外の事故の際ににおける紛失または盗難 ㉒損害発生の直前30日以上継続して空家であった場合の破壊行為等 ㉓保険の対象の製造者、販売者、荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく製造者、販売者、荷送人等の責任を含みます。)を負うべき損害 ㉔サイバー攻撃の結果として生じた損害(ただし、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。) 【以下、㉕～㉖については1.損害保険金(7)の事故に対し適用します。】 ㉗建物電気的・機械的事故の補償の対象の製造者または販売者等が発行する取扱説明書または注意書等に従わない不適切な使用、維持または管理 ㉘不当な修理や改造によって生じた事故 ㉙消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。)および付属部品の交換(次ページに続く)
(2)	風災(竜巻を含む)、ひょう災、雪災	風災、ひょう災または雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)によって保険の対象が損害を受けた場合 (注1)風、雨、雪、ひょう、砂塵(さじん)、融雪水その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外壁、屋根、開口部等または屋外設備・装置の外側の部分が風災、ひょう災または雪災によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹込むことによって生じた損害に限ります。 (注2)雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。		
(3)	水災	水災によって保険の対象が損害を受けた場合		※1 支払限度額の設定があり、損害保険金の額がその支払限度額を上回る場合には、支払限度額を損害保険金の額とします。 ※2 損害の額は再調達額を基準として算出します。ただし、商品・製品等の場合は「再仕入原価」を基準とします。
(4)	①盜難 ②通貨、預貯金証書等の盗難	盜難によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または設備・什器(じゅうき)等について盗取、損傷または汚損が生じた場合 (注)商品・製品等の盗難は、特約により補償することができます。 設備・什器(じゅうき)等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨または預貯金証書等の盗難。ただし、預貯金証書等の盗難による損害については、次のア・イ・に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。 ア.ご契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと イ.盗難にあった預貯金証書等により預貯金口座から現金が引き出されたこと		(4)②の場合 ア.通貨の盗難:30万円 イ.預貯金証書等の盗難:300万円 または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額
(5)	①建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	建物もしくは屋外設備・装置の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物もしくは屋外設備・装置の内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合		

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
(5)	②騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合		(前ページの続き)
(6)	漏水等による水濡れ	次のア・イ・のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水等による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合 ア.給排水設備に生じた事故。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 イ.被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故		㉙～㉚以外のコンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等 ㉛電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 ㉜ボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害など
(7)	建物付帯設備の電気的・機械的事故	建物が保険の対象である場合において、不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって建物付帯機械設備が損害を受けた場合		次の①～㉟に掲げるものは、保険の対象には含まれません。 ①建築または増築中の建物 ②組立または据付中の屋外設備・装置、設備、機械 ③建築中の屋外設備・装置 ④屋外にある設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等(屋外設備・装置に収容されるこれらのものを除きます。) ⑤電車・機関車・客車・貨車等 ⑥自動車、自動二輪車、自動三輪車 ⑦原動機付自転車 ⑧自転車 ⑨屋外に設置された自動販売機およびその収容品 ⑩1個、1組につき30万円を超える貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ⑪稿本、設計書、模型、帳簿その他これらに類するもの ⑫通貨※、有価証券、預貯金証書※、印紙、切手その他これらに類するもの ※業務用の通貨または預貯金証書等は、1.損害保険金(4)②の補償の対象となります。 ⑬動物または植物 ⑭土木構造物 ⑮工事用仮設建物、工事用仮設建物、建設用仮工事の目的物 ⑯仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものに限ります。)およびこれに収容される動産 ⑰ゴルフネット(ポールを含みます。) ⑱桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 ⑲海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置 ⑳磁気ディスク、磁気テープ等コンピュータで直接処理できる記録媒体およびこれらに記録されている情報
(8)	不測かつ突発的な事故	(1)～(7)の事故を除き、不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合		
(1)	臨時費用	1.損害保険金(1)～(8)の損害保険金が支払われる場合	お選びいただいたパターンにより、次のいずれかの算式によって算出した額をお支払いします。 臨時費用保険金の額 $= \frac{\text{損害}}{\text{保険金}} \times \text{支払割合} (10\%)$ ただし、1事故1敷地内につき100万円を限度とします。 臨時費用保険金の額 $= \frac{\text{損害}}{\text{保険金}} \times \text{支払割合} (30\%)$ ただし、1事故1敷地内につき500万円を限度とします。	お選びいただいたパターンにより、次のいずれかの算式によって算出した額をお支払いします。 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金をお支払いします。
(2)	残存物取扱づけ費用	1.損害保険金(1)～(8)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取扱づけ費用が発生した場合		損害保険金の10%を限度に、残存物取扱づけ費用の額をお支払いします。 残存物取扱づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取扱づけ費用保険金をお支払いします。
(3)	修理付帯費用	1.損害保険金(1)～(8)の事故により損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたり共栄火災の承認を得て必要かつ有益な所定の修理付帯費用(代替物の賃貸費用等)を支出した場合		1事故1敷地内につきご契約金額の30%または次のア・イ・のいずれか低い額を限度に、修理付帯費用の額をお支払いします。 ア.一般物件:1,000万円 イ.工場物件、倉庫物件:5,000万円 修理付帯費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金をお支払いします。

詳しい補償内容

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
(4)	地震火災費用 (注)倉庫物件は補償の対象外です。	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、その損害が次のア.～ウ.のいずれかに該当する場合 ア.建物 建物が半焼 ^{※1} 以上のとき イ.屋外設備・装置 損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき ウ.設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等 収容する建物が半焼 ^{※1} 以上または収容する屋外設備・装置の損害の額がその屋外設備・装置の保険価額の50%以上となつたとき ※建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となつた場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となつた場合	1事故 ^{※1} 敷地内につき次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、物件により次のア.～イ.のいずれかの額を限度とします。 地震火災費用保険金の額 $= [保険金額] \times [支払割合(5\%)]$ ア.一般物件:300万円 イ.工場物件:2,000万円 ※72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1事故とみなします。	
(5)	損害防止費用	1.損害保険金(1)の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な損害防止費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出した場合	1事故につき損害防止費用の額をお支払いします。ただし、保険金額から1.損害保険金(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。	
(1)	喪失利益 営業が休止・阻害されたことによる損失のうち、経常費および事故による損害がなければ計上することができた営業利益	次のア.～イ.のいずれかに該当する場合 ア.1.損害保険金(1)～(8)の事故 ^{※1} によって保険の対象 ^{※2} が損害を受けたために利益損失 ^{※3} または営業継続費用が生じた場合 イ.不測かつ突発的な事由 ^{※4} によってユーティリティ設備 ^{※5} が損害を受け、その機能が停止・阻害されたことにより、電気、ガス、水道等の供給または電信、電話の中継が中断・阻害されたために利益損失 ^{※3} または営業継続費用が生じた場合	【利益保険】 1事故につき、利益補償の保険金額を限度とし、次のア.～イ.によって算出した利益損失 ^{※3} の額からウの額を差し引いた残額 ア.喪失利益は、収益減少額に約定支払割合 ^{※6} を乗じて得た額。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、その経常費に約定支払割合 ^{※6} の利益率 ^{※7} に対する割合を乗じて得た額を差し引いた残額 イ.収益減少防止費用は、その総額に約定支払割合 ^{※6} の利益率 ^{※7} に対する割合を乗じて得た額 ウ.左記ア.の事故のうち、1.損害保険金(1)以外の事故または左記イ.の事故である場合は、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間以内に発生した利益損失 ^{※3} の額 【営業継続費用保険】 1事故につき、営業継続費用の額 ただし、営業継続費用補償の保険金額に、復旧期間に対応する所定の割合(P12)を乗じて得た額を限度とします。	ア.1.損害保険金および2.費用保険金の①～③に掲げる事由のほか、次の①～③のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失 ^{※3} または営業継続費用 ①国または公共機関による法令等の規制 ②保険の対象 ^{※2} およびユーティリティ設備 ^{※5} の復旧または営業の継続に対する妨害 ③サイバー攻撃の結果としてユーティリティ設備に生じた火災、破裂または爆発 イ.次の①～⑤の事由によりユーティリティ設備 ^{※5} からの電気等の供給が中断・阻害されたために生じた利益損失 ^{※3} または営業継続費用 ①ユーティリティ設備 ^{※5} の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ②賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除もしくは中断 ③労働争議 ④賃料追加 ⑤水源の汚染、渇水、水不足
(2)	収益減少防止費用 事故発生直前12か月のうち、復旧期間に応当する期間の営業収益相当額の減少を防止・軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額			
(4)	営業継続費用 事故発生直前12か月のうち、復旧期間に応当する期間の営業収益相当額の減少を防止・軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額	 ※1 1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3・4)でお選びになったプランで補償する事故に限ります。 ※2 財産補償の保険の対象のほか、次の(7)～(9)を保険の対象とみなします。 (7)財産補償の保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者の占有する物件 (8)財産補償の保険の対象または(7)のうち、他人の占有する部分 (9)財産補償の保険の対象または(7)の隣接物件 ※3 営業利益および収益減少防止費用をいいます。 ※4 1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3・4)でお選びにならなかったものを含みます。 ※5 財産補償の保険の対象または※2(7)と配管・配線により接続している電気、ガス、水道、電信、電話等の事業者の占有する供給・中継設備およびこれらの配線・配管をいいます。 ※6 あらかじめ約定する利益損失として補償する割合をいいます。なお、約定支払割合が利益率を超える場合は、これを利益率と読み替えます。 ※7 契約費目の合計額(営業利益および経常費)の営業収益に対する割合をいいます。		

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
(1)	被災設備修復費用特約 (注)すべての契約に自動的に付帯します。	1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3・4)でお選びになったプランで補償する事故により保険の対象に損害が生じた場合で、次のア.～ウ.の要件を満たす必要または有益な費用を支出したとき ア.保険の対象に生じた損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること イ.保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等であること ウ.当会社の指定業者が、当会社の指示に基づいて行う処置であること ア.次の算式により算出した額 保険金額 - 1.損害保険金(1)～(8)の損害保険金の額 - 2.費用保険金(5)の損害防止費用保険金の額 イ.5,000万円	1回の事故につき、次のア.～イ.のいずれか低い額を限度として、お支払いします。	1.損害保険金および2.費用保険金の①～④に掲げる事由によって生じた損害など
(2)	商品・製品等盗難危険補償特約	保険の対象である商品・製品等について、盗取、損傷または汚損が生じた場合 (注)利益保険金、営業継続費用保険金はお支払いできません。	次のア.～エ.の保険金をお支払いします。 ア.損害保険金 イ.臨時費用保険金 ウ.残存物取扱い費用保険金 エ.修理付帯費用保険金 (注)それぞれの保険金の算出には、1.損害保険金および2.費用保険金の算出方法を使用します。	1.損害保険金および2.費用保険金の①～④に掲げる事由によって生じた損害など
(3)	業務用通貨・預貯金証書等盗難危険支払条件変更特約	1.損害保険金(4)②の場合と同じです。	1事故1敷地内ごとに次のア.～イ.のいずれかの金額を限度として、損害額を支払います。 ア.通貨の盗難:100万円 イ.預貯金証書等の盗難:1,000万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額	1.損害保険金および2.費用保険金の①～④に掲げる事由によって生じた損害など
(4)	賃貸収入補償特約	1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3・4)でお選びになったプランで補償する事故により、保険の対象である建物が損害を受けた結果、テナント賃貸料の損失が発生した場合 復旧期間内 ^{※1} に生じたテナント賃貸料の損失額 ^{※2}	復旧期間内 ^{※1} に生じたテナント賃貸料の損失額 ^{※2} ※1 約定復旧期間を限度とします。 ※2 1回の事故につき、賃貸収入補償特約の保険金額を限度とします。	1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3・4)でお選びにならなかった事故によって生じたテナント賃貸料の損失など
(5)	借家人賠償責任補償特約	1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3・4)でお選びになったプランで補償する事故にかかるわざず、被保険者の借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のア.～イ.のいずれかの事故により損壊した場合において、被保険者がその戸室について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき ア.火災 イ.破裂または爆発	損害賠償金※のほか、次の費用との合計額を保険金としてお支払いします。 ア.損害防止費用 イ.権利保全行使費用 ウ.緊急措置費用 エ.当会社による解決費用 オ.損害賠償解決費用 ※一回の事故につき、借家人賠償責任補償特約の支払限度額を限度とします。	①改築、増築、取りこわし等の工事に起因するもの ②借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任に関するもの ③借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任に関するもの など

詳しい補償内容

5. 損害保険金の特約

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
(6) 施設賠償責任補償特約	日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故による他人の身体の障害または他の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故(保険証券記載の施設における昇降機の所有、使用または管理に起因する偶然な事故を含みます。) ②被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故	次の①および②を保険金としてお支払います。(ただし①は、保険証券記載の保険金額を限度とします。) ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のア.～オ.の費用 ア.損害防止費用 イ.権利保全行使費用 ウ.緊急措置費用 エ.共災火災による解決費用 オ.損害賠償解決費用	①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ②被保険者の同居の親族に対するもの ③被保険者の業務に従事中の使用者が被った身体の障害に対するもの ④施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因するもの ⑤自動車*、バイク等の所有、使用または管理に起因するものなど ※原動機を用いる身体障害者用車いす・歩行補助車を除きます。 ⑥LPガス販売業務の遂行またはその結果 ⑦施設から公共水域への石油物質の流出(水の汚染による財物の損壊、漁獲高の減少・漁獲物の品質低下) ⑧被保険者または第三者が廃棄したもの ⑨汚染物質の排出、流出、溢出(いっしゅつ)または漏出 ⑩身体の障害を被った者の労働能力の喪失・減少によって企業、法人、団体が被った損失 (自然災害時の法律上の賠償責任について) 下記の場合、一般的には自然災害の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるような状態で近隣の建物等に被害が発生したときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。 (例)比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水、台風などの風災や大雪による雪害 など
(7) 修理費用補償特約	1.損害保険金(1)～(8)の事故のうち、補償プラン(P3-4)でお選びになったプランで補償する事故にかかわらず、次のア.～カ.のいずれかの事故により借用戸室に損害が生じ、貸主との契約に基づき、または緊急的に、被保険者が自己の費用で修理した場合((5)借家人賠償責任補償特約で支払う場合を除きます。) ア.火災、落雷、破裂または爆発 イ.借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触等 ウ.次の①、②のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ①給排水設備に生じた事故 ②被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故 エ.騒じようおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 オ.風災、ひょう災、雪災 カ.盗難	修理費用保険金*1 = 修理に要した費用(修理費用)*2 - 3,000円 ※1 1回の事故につき、修理費用補償特約の支払限度額を限度とします。 ※2 次のア.～イ.にかかる修理費用を除きます。 ア.壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 イ.玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用戸室を有する建物の居住者の共同の利用に供せられるもの	①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失や法令違反によって生じた損害 ②保険契約者、被保険者または貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害 など
(8) 地震危険補償特約 (30%・50%・80%支払限度額)	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする次のア.～イ.のいずれかの事故により保険の対象が損害を受けた場合 ア.火災、破裂または爆発 イ.損壊、埋没、洪水その他の水災	1事故*1につき次の算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金*2 = 損害の額 + 残存物取扱費用の額 - 自己負担額(保険金額の10%) ※1 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1事故とみなします。 ※2 お選びいただいた地震危険補償特約の支払限度額(保険金額の30%、50%または80%)を限度とします。	①商品・製品等の損害 ②保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失や法令違反によって生じた損害 など

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
5. 損害保険金の特約 (9) 電気的・機械的事故の補償対象に関する特約 (太陽光設備用)	不測かつ突然の外来的事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって次のア.～イ.の太陽光発電設備について損害が生じた場合 ア.太陽光発電設備のうち、設置した日からその日を含めて20年以内の太陽光パネル イ.ア.以外の、設置した日からその日を含めて10年以内の太陽光発電設備	次のア.～エ.の保険金をお支払います。 ア.損害保険金 イ.臨時費用保険金 ウ.残存物取扱費用保険金 エ.修理付帯費用保険金	1.損害保険金および2.費用保険金の①～④に掲げる事由によって生じた損害 など
6. 利益保険金・営業継続費用保険金の特約 敷地外物件補償特約	原材料を直接被保険者に供給する方や、製品等を直接被保険者から受け入れる方が占有する日本国内在所の物件が、次のア.～カ.のいずれかの事故により損害を受けた結果、被保険者に損失が生じた場合 ア.火災、落雷、破裂または爆発 イ.風災、ひょう災、雪災 ウ.建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触等 エ.次の①、②のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水等による水濡れ ①給排水設備に生じた事故 ②被保険者以外の者が占有する戸室もしくは場所で生じた事故 オ.騒じようおよびこれに類似の集団行動力、盗難	被保険者の損失に対する次の額とします。 ア.3.利益保険金の額 ただし、保険証券記載の利益欄の保険金額の10%を限度とします。 イ.4.営業継続費用保険金の額 ただし、保険証券記載の営業継続費用欄の保険金額の10%を限度とします。	3.利益保険金および4.営業継続費用保険金と同じです。
7. 利益保険金の特約 食中毒・特定感染症利益補償特約	被保険者が営業するホテル、旅館、料理飲食店などで次のア.～イ.のいずれかの事由により、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合 ア.営業施設内で食中毒が発生した場合またはその疑いがある場合で行政機関による施設の営業停止等の処置があるとき イ.所定の感染症*の原因となる病原体に汚染された場合またはその疑いがある場合で行政機関による施設の消毒等の処置があるとき	【保険金をお支払いする場合ア.】 被保険者の損失に対する3.利益保険金をお支払います。 【保険金をお支払いする場合イ.】 利益保険金の額が1回の事故につき500万円を超えるときは、500万円を限度とします。	【保険金をお支払いする場合ア.・イ.共通】 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為によって発生した事故による利益損失 【保険金をお支払いする場合イ.】 所定の感染症*の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた利益損失 など

(注)詳細については、約款をご確認ください。